

宿泊税に関する説明会

2026年8月4日 13：00～14：30
ハートプラザみその ウェルフェアホール（多目的ホール）

観光振興課・課税課

2-1. これまでの意見を踏まえた負担軽減策・税制度等について

2

(1) 宿泊税システム整備費補助金

※従来の案から変更なし

宿泊税導入による事務の負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図る目的で、システム整備等に必要な費用に対し一定額を交付します。

【対象者】 特別徴収義務者としての登録申請を行う者

【交付額】 補助対象事業に係る経費の10/10

【交付限度額】 50万円(うち機器購入費は20万円)

(2) 特別徴収事務報償金の交付

特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生することから、特別徴収事務報償金を交付します。

【対象者】 特別徴収義務者としての登録を受けている者

【交付額】 期限内に申告納入された宿泊税額の3.0%

(3) 観光振興に対する協力金制度の創設

観光施策の周知、PR及び宿泊税を活用した観光施策の検証等に必要な宿泊者統計データ収集への協力に対して協力金を交付します。

【交付額】 対象者に対して、特別徴収事務報償金と同額を想定

2-1. これまでの意見を踏まえた負担軽減策・税制度等について

3

(4) 免税点の設定

低廉な価格帯の宿泊に対する負担感を考慮し、一定の金額未満の宿泊は課税しないこととする免税点を設定します。

【免税点】 宿泊料金が1人1泊あたり5,000円

※1人1泊あたり宿泊料金が5,000円（免税点）未満の宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。

参考資料：宿泊事業者向けアンケート結果

(5) 宿泊税の使途について

- 具体的な使途案として便益が市全体に及ぶ事業と宿泊者や宿泊事業者が直接受益者となる事業に分けて整理しました。
- 宿泊者や宿泊事業者が受益者となる使途は毎年度の宿泊税の税収の2割以上を予算として配分することを想定し事業を進めます。

2-1. （５）宿泊税の使途について

1 使途の方向性

観光振興を図る施策に充てることとし、伊勢市が10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用して、好循環を生む施策を実施する

市内宿泊客の増加
伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加
観光客、市民双方の満足度の向上

2 使途の三本柱

伊勢市の使途について、三本柱を掲げ、これらに基づいた取組により、めざすべき方向性の実現に向けた施策を推進していく。

（１）来訪者の満足度、受入環境の向上

来訪者が、安全に安心して快適に訪れ、移動、宿泊、観光等を円滑に行うことができるよう、案内、交通、休憩、衛生、安全対策等の受入環境の充実を図り、滞在満足度の向上につなげます。

（２）観光資源の発掘、磨き上げ

宿泊を伴う滞在の魅力を高める観点から、歴史、文化、自然、食、景観等の地域資源の魅力を発掘し、磨き上げるにより、地域の価値向上、滞在時間の延伸及び周遊の促進につなげます。

（３）持続可能な観光地づくり

観光に伴う混雑、環境負荷等の課題に対応するとともに、市民生活との調和、関係者の連携、データ活用を進めることにより、宿泊者を含む来訪者を安定的に受け入れる持続可能な観光地としての基盤を整えます。

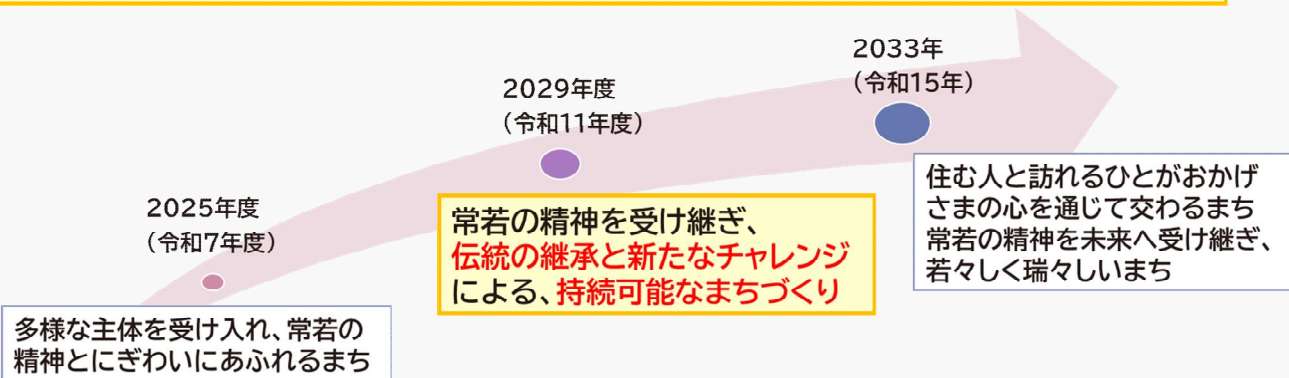
2-1. (5) 宿泊税の使途について

宿泊税の趣旨

市民生活と調和した持続可能な観光地の実現を目指し、来訪者の受入環境の充実及び観光資源の魅力向上に資する施策を実施する

伊勢市観光振興基本計画に掲げる「ありがたい姿」

常若の精神を受け継ぎ、
伝統の継承と新たなチャレンジによる、持続可能なまちづくり



宿泊税導入により目指す姿

10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用し、好循環を生む施策に取り組み、地域経済の活性化、好循環化を図ります。



2-1. (5) 宿泊税の使途について

3 具体的な施策（案）

①主要駅周辺の受入環境の向上

○伊勢市駅周辺での手荷物預かり機能について拡充します。

○伊勢市駅・宇治山田駅および二見浦駅周辺の歩いて楽しめる観光を進めるため、中長期的な視点をもった回遊性のある整備に取り組みます。



②ご遷宮の好機、物語性を生かした誘客

○ご遷宮の好機、物語性、ご縁を生かし、首都圏や欧米を中心にターゲットを定めたPR、情報発信による認知度向上と効果的な誘客を行います。



③市内周遊促進事業

○伊勢市歴史博物館と市内の重要な文化財や食文化を生かした観光資源としての連携や体験・ガイドコンテンツの拡充等を進めます。

○ライドシェアやサイクルツーリズムの推進など、二次交通の充実に取り組みます。

○自然環境を生かした観光資源として、二見浦内の松林の適切な保全や登山道の受入環境整備等による朝熊山の魅力向上に取り組みます。



2-1. (5) 宿泊税の使途について

7

④安全安心かつ快適な宿泊促進事業

- 宿泊者が被災した際に必要な簡易トイレ・非常用電源等の備蓄・準備に必要な支援事業を創設します。
- 宿泊施設のインバウンド対応、バリアフリー対応等の改修・修繕、設備の適切な更新を行うための補助事業を創設します。



⑤一年を通じた宿泊型観光推進事業

- 観光の時期・時間・場所の分散や長期滞在、再来訪促進のため、O T Aや旅行会社と連携した宿泊促進型の誘客キャンペーンを実施します。
- インバウンド向け旅行会社へのセールス強化のため、宿泊施設の「ウリ」の調査を行い、宿泊商品の販売を促進します。
- 宿泊者向け観光パンフレットの拡充を図ります。



⑥特別徴収事務報償金・観光振興協力金

- 特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生することから、特別徴収事務報償金を交付します。
【対象者】特別徴収義務者としての登録を受けている者 【交付額】期限内に申告納入された宿泊税額の3.0%
- 観光施策の周知、P R及び宿泊税を活用した観光施策の検証等に必要な宿泊者統計データ収集への協力に対して協力金を交付します。
【交付額】対象者に対して、特別徴収事務報償金と同額を想定

⑦観光事業者提案事業

- 宿泊施設を含む市内観光関連団体等から事業提案を募集し、目指すべき方向性と一致するものを事業化します。

●宿泊者や宿泊事業者が受益者となる使途は毎年度の宿泊税の税収の2割以上を予算として配分することを想定し事業を進めます。

2-2. 伊勢市の宿泊税制度概要について

項 目	内 容
課税客体	市内に所在する宿泊施設（簡易宿所及び民泊施設を含む）への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入
税率（税額）	1人1泊あたり200円
免税点	※変更点 宿泊料金が1人1泊あたり5,000円 <u>※1人1泊あたり宿泊料金が5,000円（免税点）未満の宿泊は、宿泊税の課税対象となりません。</u>
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
課税期間 （見直し期間）	原則5年ごとに内容の見直し （社会情勢等の変化により必要が生じた場合は直ちに見直しを検討）